

私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費
・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費）交付要綱

平成11年	5月21日	文部大臣裁定
平成12年	5月29日	一部改正
平成13年	1月6日	一部改正
平成13年	5月16日	一部改正
平成14年	6月11日	一部改正
平成16年	12月3日	一部改正
平成18年	7月28日	一部改正
平成19年	8月10日	一部改正
平成20年	7月15日	一部改正
平成21年	4月2日	一部改正
平成23年	3月2日	一部改正
平成25年	5月15日	一部改正
平成27年	6月22日	一部改正
平成28年	12月2日	一部改正
平成31年	1月18日	一部改正
令和3年	12月16日	一部改正
令和4年	6月30日	一部改正

第1章 通則

（通則）

第1条 私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費）（以下「補助金」という。）の交付については、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「助成法」という。）及び同法施行令（昭和51年政令第289号。以下「助成法施行令」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2章 幼稚園等特別支援教育経費

（交付の対象）

第2条 文部科学大臣は、次項に定める都道府県が行う補助事業について、第3項に定める方法によって算定した幼児一人当たりの金額（以下「都道府県補助金幼児一人当たりの金額」という。）が別表第1に定める補助事業の都道府県補助金幼児一人当たりの金額に該当する都道府県に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の都道府県が行う補助事業は、当該都道府県の区域内にある2人以上の障害のある幼児（以下「障害幼児」という。）の在学している私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下「障害児幼稚園等」という。）の設置者に対し、当該障害幼児の専任教職員給与費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助金（都道府県が行う障害児幼稚園等の障害幼児に係る専任教職員給与費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助の金額の算定の基礎となる幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）中に、助

成法附則第2条第5項の期間を経過した日後において学校法人によって設置されることとなった幼稚園等がある場合には、当該幼稚園等が学校法人によって設置されることとなった日の属する年度における当該幼稚園等に係る補助の金額については、当該都道府県が当該幼稚園等に対して行う補助の金額又は当該都道府県の算定方法により当該幼稚園等が当該年度の当初から学校法人によって設置されることとなったものとみなして算定した補助の金額を12で除して得た金額に当該年度の当初から当該幼稚園等が学校法人によって設置されることとなった日の前日の属する月までの月数を12月から控除した月数を乗じて得た金額のいずれか低い金額として、当該都道府県が行う障害児幼稚園等の補助の金額を算定するものとする。）（以下「都道府県幼稚園等補助金」という。）を交付する事業とする。ただし、この補助金以外の他の補助金の交付の対象となる事業を除くものとする。

3 第1項の都道府県補助金幼児一人当たりの金額は、都道府県幼稚園等補助金を当該都道府県幼稚園等補助金の補助の対象となる幼児の数で除して得た金額とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は定額とし、都道府県補助金幼児一人当たりの金額に応じた別表第1に定める国庫補助単価に都道府県幼稚園等補助金の補助の対象となる幼児の数を乗じて得た金額の合計額以内とする。

（学校法人立以外の障害児幼稚園等に係る補助）

第4条 前2条の補助金の算定の基礎とする学校法人立以外の障害児幼稚園等は、設置者が学校法人化のための努力をする障害児の在学する幼稚園及び幼保連携型認定こども園とする。

2 都道府県知事は、補助金の算定の基礎となった学校法人立以外の障害児幼稚園等の学校法人の状況について、翌年度の7月31日までに様式第1により、文部科学大臣に報告するものとする。

3 文部科学大臣は、前項の報告により、補助金の算定の基礎となった障害児幼稚園等の設置者が学校法人化のための努力を払っていないと認められる場合には、当該障害児幼稚園等を補助金の算定の基礎としないものとする。また、補助金の算定の基礎となった障害児幼稚園等が助成法附則第2条第5項の期間を経過した日において学校法人によって設置されることとなっていない場合は、当該年度以降当該障害児幼稚園等を補助金の算定の基礎としないものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象とする経費は、第2条に定める都道府県幼稚園等補助金のうち第3条に定める定額に相当する金額を学校法人（学校法人以外のもので、補助金の算定の基礎となった障害児幼稚園等を設置するものを含む。）に対して交付するに要する経費とする。

（申請手続）

第6条 都道府県知事は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第2による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第7条 文部科学大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書を都道府県知事に送付するものとする。

（申請の取り下げ）

第8条 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書に示された期日まで

にその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 都道府県知事は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、文部科学大臣が補助金の交付額を決定するに当たって算定の基礎となる国庫補助単価に変更を及ぼさない範囲内での変更を除く。

2 文部科学大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 都道府県知事は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、その旨を記載した書面を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 都道府県知事は、補助事業の遂行及び支出状況について文部科学大臣の要求があったときは、速やかに様式第5による状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 都道府県知事は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第13条 文部科学大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事に通知する。

2 文部科学大臣は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付決定の取消等)

第14条 文部科学大臣は、第10条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

一 都道府県知事が、適正化法、適正化法施行令、その他の法令若しくはこの要綱又はこれに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 都道府県知事が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 都道府県知事が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(国庫補助金の経理)

第15条 都道府県知事は、補助事業についての収支簿を備え他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第16条 都道府県知事は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式第7による調書を作成しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第17条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第18条 大臣は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は補助事業者に到達確認を行うものとする。

第3章 過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費

(補助金の交付対象とする都道府県)

第19条 文部科学大臣は、助成法第9条及び附則第2条並びに助成法施行令第4条第1項第2号イ又はハの規定に基づき、都道府県が私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の経常的経費に対する補助金(以下「都道府県補助金」という。)を交付する場合に、当該都道府県に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 助成法施行令第4条第1項第2号イに規定された文部科学大臣が定めるもの及び同ハに規定された文部科学大臣が定める地域については、「私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)取扱要領」(以下「取扱要領」という。)に定めるところによるものとする。

(補助金の額)

第20条 補助金の額は定額とし、取扱要領の定めるところにより算定した額の範囲内の額とする。

(学校法人立以外の幼稚園等に係る補助)

第21条 前2条の補助金の算定の基礎とする学校法人立以外の幼稚園等は、設置者が学校法人化のための努力をする幼稚園及び幼保連携型認定こども園とする。

2 都道府県知事は、補助金の算定の基礎となった学校法人立以外の幼稚園等の学校法人化の状況について、翌年度の7月31日までに様式第8により、文部科学大臣に報告するものとする。

3 文部科学大臣は、前項の報告により、補助金の算定の基礎となった幼稚園等の設置者が学校法人化のための努力を払っていないと認められる場合には、当該幼稚園等を補助金の算定の基礎としないものとする。また、補助金の算定の基礎となった幼稚園等が、助成法附則第2条第5項の期間を経過した日において学校法人によって設置されることとなっていない場合は、当該年度以降当該幼稚園等を補助金の算定の基礎としないものとする。

(補助対象経費)

第22条 補助金の交付の対象とする経費は、都道府県補助金のうち第20条に定める定額に相当する金額を学校法人（学校法人以外の者で、補助金の算定の基礎となった幼稚園等を設置するものを含む。）に対して交付するに要する経費とする。

(申請手続)

第23条 都道府県知事は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第9による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第24条 文部科学大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上交付決定を行い、様式第10による交付決定通知書を都道府県知事に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第25条 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書に示された期日までにその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第26条 都道府県知事は、第19条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第11による計画変更承認申請書文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を変更せず、かつ、補助金交付の目的及び条件に違反しない場合はこの限りでない。

2 文部科学大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第27条 都道府県知事は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、その旨を記載した書面を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第28条 都道府県知事は、補助事業の遂行及び支出状況について文部科学大臣の要求があったときは、速やかに様式第12による状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第29条 都道府県知事は、補助事業を完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第13による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第30条 文部科学大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第26条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事に通知する。

2 文部科学大臣は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付決定の取消等)

第31条 文部科学大臣は、第27条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第24条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

一 都道府県知事が、適正化法、適正化法施行令、その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 都道府県知事が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 都道府県知事が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の経理)

第32条 都道府県知事は、補助事業についての収支簿を備え他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の支出簿について、その支出内容を証する書類を整備して前項の支出簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第33条 都道府県知事は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式第14による調書を作成しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第34条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第35条 大臣は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は補助事業者に到達確認を行うものとする。

第4章 授業料減免事業等支援特別経費

(趣旨)

第36条 この補助金は、私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人(以下、この章において「学校法人」という。)が、保護者等の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒又は保護者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に対して補助する場合の財源の一部として、国から都道府県に交付するものである。

(補助対象事業)

第37条 この補助の対象となる事業は、学校法人が、次に掲げる児童生徒(以下、この章

において「授業料の納付が困難な児童生徒等」という。) に対し授業料減免措置を行った場合に、都道府県が当該減免額を対象とする補助金を交付する事業とする。

- 一 当該年度に発生した保護者等の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった生徒(ただし、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校(高等部)に在学する生徒に限る。)
- 二 入学後に発生した保護者等の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒(ただし、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校(小学部・中学部)(以下、この章において「小中学校等」という。)に在学する児童生徒(義務教育学校及び特別支援学校(小学部・中学部)に在学する児童生徒については、家計急変時に在学する課程を修了していない者)に限る。)であって別表第2に定める者
- 三 保護者等が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である児童生徒(ただし、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校(高等部)に在学する生徒を除く。)
- 四 東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する災害で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)第2条第1項及び第2項に規定する区域での災害とする。)に起因する事情により授業料の納付が困難となった児童生徒(令和2年度までに学校法人の設置する学校に入学した者に限る。ただし、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校(高等部)に在学する生徒を除く。)

(補助金の額)

第38条 補助金の額は、学校法人が、授業料の納付が困難な児童生徒等に対し実施された授業料減免措置に係る減免額を対象に、学校法人に交付された都道府県補助金の1/2以内とする。ただし、前条第2号の児童生徒に係る補助金の額は、別表第2に定める額とする。

(申請手続)

第39条 都道府県知事は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第15による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第40条 文部科学大臣は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査のうえ、交付決定を行い、都道府県知事に通知する。

(申請の取り下げ)

第41条 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書に示された期日までにその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

(内容変更の承認)

第42条 都道府県知事は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ様式第16による内容変更承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を変更せず、かつ、補助金交付の目的及び条件に違反しない場合において、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合を除く。

2 文部科学大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第43条 都道府県知事は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その旨及び理由等を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第44条 都道府県知事は、補助事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第17による補助事業事故報告書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第45条 都道府県知事は、補助事業の遂行及び支出の状況について、文部科学大臣の要求があったときは、速やかに、状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(県補助金を交付する場合の条件)

第46条 都道府県知事は、県補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）について次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- 一 間接補助事業の内容を変更する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- 二 間接補助事業が予定期間内に完了しない場合には、速やかに都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- 三 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
- 四 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を間接補助事業終了後5年間保存しておかななければならないこと。

(文部科学大臣の承認等)

第47条 前条第1号から第3号までに掲げる事項について都道府県知事が承認又は指示するときは、文部科学大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第48条 都道府県知事は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第18の実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第49条 文部科学大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第42条により承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事に通知する。

2 文部科学大臣は都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付決定の取消し等)

第50条 文部科学大臣は、第43条の規定により補助事業の中止又は廃止の申請があった場合、及び次の各号に掲げる場合の一に該当するときは、第40条の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令若しくはこの要綱又は、これらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

三 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

四 交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の経理)

第51条 都道府県知事は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 都道府県知事は、補助事業の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第52条 都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式第19による調書を作成しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第53条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第54条 大臣は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は補助事業者に到達確認を行うものとする。

附 則

第1条 この要綱中、高等学校及び幼稚園には、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第20条第1項に規定する公私協力学校を含まないものとする。

第2条 第37条第3号の保護者は、平成25年度及び平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、当該年度当初に同条同号に規定する被保護者であった者等で、特に困窮していると都道府県知事が認めた者も含めることとする。

別表第1

都道府県補助金幼児一人当たりの金額	国庫補助単価
392千円以上	「392千円以下の別に定める金額」と「都道府県補助金幼児一人当たりの金額に1/2を乗じて得た額」のいずれか低い額

別表第2

補助対象	補助金の額
1 家計急変した年度については、授業料の納付が困難となった児童生徒	1 家計急変した年度については、学校法人に交付された都道府県補助金の1/2以内
2 家計急変した年度の翌年度以降については、以下の(1)、(2)のいずれも満たす児童生徒 (1) 保護者等の家計急変後の年収の合計が400万円未満相当 (2) 保護者等の資産保有額の合計が700万円未満	2 家計急変した年度の翌年度以降については、学校法人が実施した授業料減免措置に係る減免額(一月につき28,000円を超える場合にあっては28,000円)の合計額に相当する額として学校法人に交付された都道府県補助金の1/2以内